

沖市保幼第 727005 号
令和 4 年 7 月 27 日

愛香保育園
園長 仲宗根 寛明 様

沖縄市長 桑江朝千夫
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休園要請等について

平素より本市の教育・保育行政へご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、貴園より新型コロナウイルスの感染者が確認され、接触者が多数いることから、
感染の拡大防止を図るため、貴園に対する休園や保護者に対する休園期間中の児童の健
康観察の依頼及び在園児や職員の登園・出勤の再開等について、下記のとおり要請いた
します。

また、市からの要請を受けて実施する感染防止の取り組み等について、保護者へ周知
とご協力依頼を貴園から実施するよう重ねてお願ひいたします。

記

1. 休園期間について

市と沖縄県で協議した結果、令和 4 年 7 月 28 日の休園を要請します。
※在園児や職員に新たな陽性者が確認された場合、休園要請期間を延長するこ
があります。

2. 休園期間中の児童の健康観察等について

保護者に対して、休園期間中は児童の健康観察（検温等）を行い、発熱等の症状が
でたら医療機関を受診するよう依頼してください。
また、職員についても、上記と同様に健康観察（検温等）などを行ってください。

3. 休園期間後の在園児又は職員の登園・出勤の再開について

休園期間後も、次に示す条件の児童又は職員の登園・出勤を停止してください。

① 新型コロナウイルスに感染した児童又は職員

治癒するまで、登園・出勤を停止してください。

② 接触者と特定した児童又は職員

PCR 検査を受検し、検査結果が判明するまでの間は待機を推奨してください。PCR 検査を受検しない場合、新型コロナウイルスの感染者に最後に接触した日から 5 日間は登園・出勤を自粛してください。

③ ①②以外の児童又は職員

1 の休園期間以後、登園・出勤が可能とします。

4. 保育料の日割りについて

市からの要請を受けて休園等を実施した場合、次に示す期間の保育料を日割りすることについて、保護者へ周知願います。

① 休園期間

② 接触者に特定された児童で登園を自粛する期間

③ 新型コロナウイルスに感染した児童で治癒するまでの期間

④ 休園対象児の兄弟姉妹児で、休園期間中の家庭保育協力の期間

5. 感染症対策としての消毒について

施設の消毒を行ってください。

6. 園を利用する保護者に対する人権尊重等の配慮願いについて

園を利用する保護者には、新型コロナウイルスに感染した児童や職員の人権尊重や個人情報保護に最大限のご理解とご配慮をいただきますようご依頼ください。

【関係機関の連絡先】

・沖縄市役所 保育・幼稚園課

担当者：添石・諸喜田・上地・山本・保

電話：098-939-1212（内 3139・3133・3179）

・沖縄県コールセンター（新型コロナウイルス感染症に対する相談）

電話：098-866-2129

・中部福祉保健所 電話：098-938-9701